

豊橋市規則第 36 号

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例（令和 7 年豊橋市条例第 38 号。以下「条例」という。）の規定による住民投票（以下「住民投票」という。）について、必要な事項を定める。

(投票資格者名簿の記載事項等)

第 2 条 条例第 6 条の規定により調製する投票資格者名簿（条例第 6 条に規定する「投票資格者名簿」という。以下同じ。）には、条例第 5 条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の氏名、住所、性別、生年月日等を記載しなければならない。

2 投票資格者名簿は、条例第 7 条第 1 項の規定により設ける投票区ごとに調製しなければならない。

3 投票資格者名簿を調製するに当たっては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 19 条に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いることができる。

(登録)

第 3 条 市長は、条例第 4 条第 2 項の規定により告示した日（以下「告示日」という。）の前日において、投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 投票資格者名簿の登録は、法第 21 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 3 項の規定の例による。

(異議の申出)

第 4 条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、条例第 4 条第 2 項に規定する期日中に、文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

2 市長は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から 3 日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出が正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議を申し出た者及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議を申し出た者に通知しなければなら

ない。

（補正登録）

第5条 市長は、第3条の規定により投票資格者名簿に登録した日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

（表示及び訂正等）

第6条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は本市の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市長は、法第21条第2項に該当する者を投票資格者名簿に登録する場合には、同時に、投票資格者名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

4 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市長に投票資格者名簿の修正又は訂正に関し、調査の請求をすることができる。

（登録の抹消）

第7条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

（1） 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

（2） 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

（3） 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

（投票管理者）

第8条 投票管理者は、条例第4条第1項に規定する令和7年度に執行される参議院議員通常選挙（以下「参議院議員通常選挙」という。）の投票管理者をもって、これに充てる。

（投票管理者の職務代理者）

第9条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（次項において「投票管理者の職務代理者」という。）を、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 投票管理者の職務代理者は、参議院議員通常選挙の投票管理者の職務を代理すべき者をもって、これを選任することができる。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第10条 市長は、第8条又は前条の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

（投票立会人）

第11条 市長は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、条例第4条第1項に規定する投票日（以下「投票日」という。）の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 前項の投票立会人は、参議院議員通常選挙の投票立会人をもって、これを選任することができる。

（投票立会人の氏名等の告示）

第12条 市長は、前条第1項の規定により投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

（投票所の設置）

第13条 投票所は、参議院議員通常選挙の投票所と同一の場所に設ける。

（投票所の開閉時間）

第14条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市長が必要と認めるときは、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

（投票所の告示）

第15条 市長は、投票日の5日前までに、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、投票日を除くほか、市長は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

（投票用紙の交付）

第16条 投票用紙は、投票日に投票所において投票人に交付しなければならない。

（点字投票）

第17条 投票に関する記載については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）別表第1で定める点字は文字とみなす。

2 盲人である投票人は、条例第10条第1項の規定により点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨を表示した投票用紙（様式第1）を交付しなければならない。

3 点字投票を行う投票人は、点字投票である旨を表示した投票用紙に、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否について、賛成又は反対のいずれかを点字により自書しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、条例第10条第1項の規定による点字投票については、政令第50条第3項及び第4項の規定の例による。

（点字投票の無効投票）

第18条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- （1） 所定の投票用紙を用いないもの
- （2） 賛成の文字又は反対の文字以外の事項を記載したもの
- （3） 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの
- （4） 賛成の文字又は反対の文字をいずれも記載したもの
- （5） 賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの
- （6） 賛成の文字又は反対の文字のいずれも記載しないもの
- （7） 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

（代理投票）

第19条 条例第10条第2項の規定による代理投票については、法第48条の規定の例による。

（期日前投票）

第20条 条例第10条第3項の規定による期日前投票については、法第48条の2の規定の例による。

（不在者投票）

第21条 条例第10条第4項の規定による不在者投票は、投票日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、不在者投票管理者

の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

- 2 前項の不在者投票管理者は、政令第55条第2項、第3項、第4項第2号及び第3号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「指定する病院」とあるのは「指定する病院（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「指定する老人ホーム」とあるのは「指定する老人ホーム（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「指定する原子爆弾被爆者養護ホーム」とあるのは「指定する原子爆弾被爆者養護ホーム（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「国立保養所に」とあるのは「国立保養所（本市の区域内に所在するものに限る。）に」とし、「指定する身体障害者支援施設」とあるのは「指定する身体障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「指定する保護施設」とあるのは「指定する保護施設（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「保護施設の長」とあるのは「保護施設の長であって、その承諾を得たもの」とし、同条第4項第3号中「刑事施設に」とあるのは「刑事施設（本市の区域内に所在するものに限る。）に」とし、「労役場若しくは監置場に」とあるのは「労役場若しくは監置場（本市の区域内に所在するものに限る。）に」とし、「又は留置施設」とあるのは「又は留置施設（本市の区域内に所在するものに限る。）」とし、「留置業務管理者」とあるのは「留置業務管理者であって、その承諾を得たもの」とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による不在者投票については、法第49条第1項及び第10項の規定の例による。

- 4 第1項の規定によるほか、法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに相当する投票人は、同項に規定の例により、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により投票をすることができる。

- 5 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票用紙に○の記号を記載することができないものは、法第49条第3項の規定の例により、同項の規定により届け出ている者をして投票用紙に○の記号を記載させることができる。

（開票管理者）

第22条 開票管理者は、投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。

（開票管理者の職務代理者の選任）

第23条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておかなければならない。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第24条 市長は、第22条又は前条の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

（開票立会人）

第25条 市長は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の開票立会人については、法第62条第3項、第8項及び第10項の規定の例による。

（開票所の設置）

第26条 開票所は、参議院議員通常選挙の開票所と同一の場所に設ける。

（投票等の保存）

第27条 市長は、投票並びに投票及び開票に関する書類を、投票日から1年間保存しなければならない。

（選挙等の例による事項）

第28条 条例、この規則及び次条の規定に基づき市長が定めるもの並びに法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部が委任された豊橋市選挙管理委員会及びその委員長が別に定めるもののほか、投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

（委任）

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和7年6月6日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この規則は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

3 第27条の規定は、前項の規定により規則が失効した場合であっても、なおその効力を有する。

附 則（令和 7 年 6 月 20 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。